平成２１年（フ）第１４５号
宮崎県都城市西町3491番地17　サングリーン西町101号
債務者　髙橋　友美（旧姓久保田）
1　決定年月日時　平成21年８月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月５日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２１年（フ）第１４９号
宮崎県小林市大字水流迫1046番地９
債務者　冨ヶ原　基
1　決定年月日時　平成21年８月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月５日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２１年（フ）第１５３号
宮崎県都城市野々美谷町2405番地４
債務者　青木　博美
1　決定年月日時　平成21年８月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月５日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２１年（フ）第１６２号
宮崎県小林市大字細野3115番地１
債務者　外園　匡宏
1　決定年月日時　平成21年８月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月５日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２１年（フ）第１７１号
宮崎県小林市大字堤116番地７　小林市営ニュー八幡原団地２年202号、住民票上の住所宮崎県小林市大字堤116番地７
債務者　海老原　亨
1　決定年月日時　平成21年８月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月５日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２１年（フ）第１７３号
宮崎県都城市立野町4333番地２　サンライフ都城Ｖ113号室
債務者　河野　政代
1　決定年月日時　平成21年８月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月５日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２１年（フ）第３３４号
鹿児島県鹿児島市坂元町55番32号
債務者　紺屋　　健
1　決定年月日時　平成21年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月５日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第３３５号
鹿児島県鹿児島市坂元町55番32号
債務者　野上　清美
1　決定年月日時　平成21年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月５日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第３５３号
鹿児島県鹿児島市武岡５丁目７番７号　ウェルス武岡205号
債務者　玉利健一郎
1　決定年月日時　平成21年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月５日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第４０１号
鹿児島県鹿児島市照国町８番５号
債務者　折田　辰美
1　決定年月日時　平成21年８月５日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月５日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第４３１号
鹿児島県鹿児島市東坂元４丁目48番５号
債務者　喜志多伸彦
1　決定年月日時　平成21年８月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月５日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第４３３号
鹿児島県鹿児島市下伊敷３丁目75番６号
債務者　志戸本龍次郎
1　決定年月日時　平成21年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月５日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第４３５号
鹿児島県鹿児島市紫原１丁目４番57―53号
債務者　楠元　友美
1　決定年月日時　平成21年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月５日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第４６５号
鹿児島県鹿児島市草牟田２丁目37番25号
債務者　山﨑　　恵
1　決定年月日時　平成21年８月５日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月５日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第４６６号
鹿児島県鹿児島市荒田２丁目３番18号　南アパート
債務者　松島カズミ
1　決定年月日時　平成21年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月５日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第２８号
北海道岩内郡岩内町字相生249番地の６
債務者　小川トシ子
1　決定年月日時　平成21年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月６日まで
札幌地方裁判所岩内支部

平成２１年（フ）第２８８号
秋田県潟上市天王字蒲沼63番地３　あすなろ団地10号棟
債務者　目黒　弘子
1　決定年月日時　平成21年８月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月６日まで
秋田地方裁判所民事第２部